

令和9年度（新規・継続・転園）
施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
兼 保育児童台帳

山陽小野田市長 あて

申込日：令和 年 月 日

施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を、次のとおり申請します。
なお、山陽小野田市が教育・保育給付認定の審査や利用者負担額の算定に必要な場合は、住民台帳、課税台帳等を閲覧することに同意します。また、児童福祉法が規定する児童福祉上の措置や、保育料決定・徴収・滞納処分等、業務上要する個人情報について、市役所他部署をはじめとする公的機関・指定民間施設等に共有することに同意します。

※太枠内を記入してください。

入所児童	(ふりがな) 氏名		性別	生年月日	年齢 (R9.4.1時点)
	個人番号		男・女	令和	歳
				年 月 日	
住所・連絡先	住所	〒 山陽小野田市			
		本市に転入予定の方は現在の住所			
		R8.1.1現在の保護者住所 □山陽小野田市内 □市外（市・区・町・村）			
		R9.1.1現在の保護者住所 □山陽小野田市内 □市外（市・区・町・村）			
	連絡先①	(父携帯・母携帯・)		—	—
	連絡先②	(父携帯・母携帯・)		—	—
希望する施設名			見学の有無	利用希望期間	
第一希望	□保育園 □幼稚園		□見学済み □兄弟姉妹入所歴有	令和 年 月 日から □卒園まで □令和 年 月 日まで	
第二希望	□保育園 □幼稚園		□見学済み □兄弟姉妹入所歴有		
第三希望	□保育園 □幼稚園		□見学済み □兄弟姉妹入所歴有		
備考欄 ※第4希望以降がある場合はこちらにご記入ください。					

(代表保護者の続柄に○をしてください) 入所児童の同居家族	続柄	氏名	生年月日 (R9.4.1時点の年齢)		会社名又は 学校名・保育園名・幼稚園名	個人番号 (継続は記入不要)
	父		S・H	年 月 日 歳		
	母		S・H	年 月 日 歳		
			S・H・R	年 月 日 歳		
			S・H・R	年 月 日 歳		
			S・H・R	年 月 日 歳		
			S・H・R	年 月 日 歳		
			S・H・R	年 月 日 歳		
			S・H・R	年 月 日 歳		

※入所児童本人を除き、同居家族を全員記載してください(単身赴任、別居監護等で同居していない家族を含む。)。
世帯分離をしても、同住所地に住民登録している方は同居家族とみなします。

重 要 事 項 の 確 認

【入所申込について】

1	「山陽小野田市保育園等利用案内」をよく確認した上でお申込みください。	☐
2	健康状態や発達について気になることがある場合は、必ず御記入ください。事前の申し出なく、入所決定（内定）後に特別な配慮が必要であることが判明した場合、保育環境を整えられず、希望園への入所や希望時期からの利用を承諾できない場合があります。	☐
3	保育方針等は各保育園等によって異なります。事前に見学に行き、納得された上でお申込みください。	☐
4	欠員がない場合や申込者多数の場合には入所できないことがあります。入所できなかったことを想定して、御家族であらかじめ御相談の上、お申込みください。	☐
5	「入所希望施設名」には、必ず入所する園のみを希望順に御記入ください。入所決定（内定）後の辞退はできません。	☐
6	この申込書や就労証明書等、御提出いただいた書類の写しを入所先の保育施設に提供することがあります。	☐
7	入所申込後に申込を取り下げる場合は、子育て支援課に辞退届の提出が必要です。事前に子育て支援課に御連絡の上、御提出ください。	☐

【入所について】

8	各保育園等の「きまり」を守り、正しく御利用ください。	☐
9	入所後に保育を必要とする要件に変更が生じた場合は、速やかに通われている保育園等又は子育て支援課にお知らせください。離職等が後から発覚した場合、退所あるいは翌年度の継続入所審査に影響を及ぼすことがあります。	☐
10	保育を必要とする要件を満たしていても、保護者自身が自らその状態について証明されなければ（就労証明書等が提出できなければ）、要件が公的に明らかになっていないため、上記と同様に退所となります。各要件ごとに必要な書類を確実に御準備ください。	☐
11	育児休業取得中に入所が決定した方は、入所後1か月以内に復職していただく必要があります。育児休業の取得期間を変更されたときはお知らせください。	☐
12	入所後、特別な理由なく1か月以上保育施設の利用がない場合、「御自宅で保育できる状態である」と判断し、原則として退所となります。	☐

【保育料について】

13	未申告等で課税情報が確認できない場合、保育料は最高額になります。また、転入や単身赴任等で、保育料の算定に必要な課税情報が確認できない保護者については、マイナンバー制度の情報連携による課税確認を行います。	☐
14	保育料の算定について、児童の両親が非課税かつ祖父母等と同居している場合、直系親族のうち最も収入の多い方1名の収入に基づいて、保育料を決定します。	☐
15	職権で退所処理を行う場合を除いて、退所届の提出があるまでは「在籍」とみなしますので、退所日まで保育料が発生します。また、遡って退所することはできません。	☐
16	保育料が毎月期日までに支払われない場合、法令に基づいて直ちに督促状を発行、督促手数料が発生・付加されます。また、預貯金や給与、財産の差押等の処分の対象となります。	☐

以上のことを確認し、了承しました。

令和 年 月 日

保護者氏名

市受付印